

消費生活

消費者相談に応じます

消費生活上のトラブルでお困りのことはありませんか？
市では6月から消費者相談員を設置しました。

近年の経済社会の変化により、消費者にかかわるトラブルは、ますます複雑化、多様化しています。

架空請求や悪質な訪問販売など、消費者トラブルは後を絶ちません。最近では、地上デジタル放送移行へ便乗したもので、預金口座を利用しない送金方法を指定したものの、公的機関をかたつたものなど、その手口はより悪質かつ巧妙になっています。

また、独り暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売も横行しています。

このような状況の中、市で消費生活にかかわるトラブル未然に防止し、大きな被害に広げないために、穂高総合支所内市民環境部環境課（本庁）に「消費者相談員」を設置し

ました。

消費者相談員は、訪問販売や通信販売、電話勧誘での契約トラブル、またクーリング・オフについてのアドバイスなどをを行います。

相談は無料で、個人情報厳守されます。来庁による相談のほか、電話による相談も併せて受け付けます。消費生活についてのトラブルに巻き込まれたり、迷ったりした時



◎消費者相談員

望月 弘充
もちづき ひろみつ

日常生活での契約や商品に関するトラブルの解決のための相談を伺います。最近では、一人暮らしの高齢者の被害が多くなっています。決して、一人で悩まず、ぜひご相談ください。秘密は厳守されますので安心してご相談ください。

- ・契約を解除する権利、クーリング・オフについて詳しく知りたい。
- 相談日 毎週月・木曜日 午前8時30分～正午
- 場所 穂高総合支所2階 市民環境部環境課
- ※相談には、契約書など参考になるものを用意してください。
- 連絡先・問い合わせ 市民環境部環境課 (TEL 82・3131)

は独りで悩まず、お気軽にご相談ください。

■例えば：
・身に覚えのない不当請求のハガキが届いた。

・悪質な訪問販売で、商品を購入させられた。

防災

女性消防隊始動！

これまで豊科地域で活動していた12人に、他の地域などから16人が新たに加わり活動します。



安曇野市消防団女性消防隊の入団式が5月12日に行われ、今回16人の新隊員が加わりました。これにより豊科地域で活動していた12人と合わせ、女性消防隊員が総勢28人となり、市としての新体制で活動することになります。

女性消防隊の主な活動は、防火のための広報活動や消火器具などの取り扱い、応急手当の指導などで、日中を中心に活動します。

市では昨年の2月から広報紙などで隊員を募集したところ、予想を上回る数の応募があり、備品の準備が必要なことから、当初予定していた入団式の日程を変更し、このほど入団式を行いました。

式で林安男団長は「消防団の活性化のため、皆さんの力が必要。規律に始まり規律に終わるといわれる消防団の行動に早く慣れていただき、無理をせず、できることから始めてほしい」とあいさつしました。

最近多い「催眠商法」って？

日用品などを無料で配るからと人を集め、締め切った会場を熱狂的な雰囲気盛り上げ、「買わないと損だ」という一種の催眠状態を作り出し、高額な商品を売りつける商法をいいます。だまされないためには、会場に行かないのが一番です。景品につられると、相手のペースに巻き込まれます。ただより高いものはありません。

【トラブルの多い商品・サービス】

布団類、健康食品、家庭用医療器具（電位治療器、温熱治療器）



郵便局と災害時協定結ぶ

市と市内の郵便局との間で5月23日、災害時における協力と生活安全情報の提供の協定が取り交わされました。災害時における協定は、災害などが発生した場合の相互の施設・敷地の提供などが、また、生活安全情報の提供の協定については、道路や河川の損壊情報の提供などが盛り込まれています。旧町村でもこの協定が結ばれていましたが、市となり改めて結ばれたものです。協定式で牛澤豊科郵便局長は「局ならではのお手伝いできることがあると考えています」と郵便局の機動力と情報収集力を強調しました。

